

【注文書約款】

第 1 条 賃貸借取引

- 弊社は、本注文書の定めるところに従い、弊社の取り扱う商品（以下、本商品という）を貸し出し、お客様はこれを借り受けるものとします。（以下、本取引という）
- 本取引についての契約は、お客様が弊社に対して本注文書を発行し、弊社が承諾した時に成立するものとします。但し、承諾の通知は、口頭またはメール等で行い、お客様に対する書面による請書の発行を省略できるものとします。

第 2 条 引渡、その他の条件

お客様が、弊社から借り受ける本商品の引渡条件、その他の賃貸借につき必要な条件は、本注文書に定めるものを除き、個別に都度、お客様と弊社間において取り決めるものとします。

第 3 条 支払方法

お客様は、弊社の指定する銀行口座に、別途作成の見積書及び本注文書にて定める条件に従い、振込にて支払うこととします。また、搬入日より事前の支払期日を設定している場合は、入金をもって本取引が成立するものとします。

第 4 条 本商品、料金、支払期日

- 本商品の内容、料金、支払期日は、別途作成の見積書及び本注文書の通りとします
- 商品や台数の追加、期間の延長などを希望する場合は、別途、追加でお見積の上、追加注文を取決めるものとします。
 - 本取引の料金は、本注文書レンタル期間を基に算出した料金となりますので、レンタル期間満了前に中途解約された場合は、レンタル開始日からレンタル終了日までの期間に基づき弊社が再見積を実施し、お客様は弊社に差額を支払うものとします。

第 5 条 搬入設置場所

- 搬入設置場所は、本注文書に記載のご使用場所とします。
- 本商品は、設置場所から移動しないことを原則としますが、やむを得ず、当初の搬入設置場所から本商品の移動を希望される場合は、お客様は弊社に事前連絡をして、弊社の承諾を得ることとし、移動及び搬出時に追加費用が発生する場合は、弊社が再見積を実施し、お客様は弊社に差額を支払うものとします。

第 6 条 所有権

本商品の所有権はレンタル期間中も弊社に帰属するものとします。

第 7 条 商品の使用者管理

- お客様は、本商品の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、商品の本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理するものとし、日常的な簡易点検などを要する商品については、お客様の責任でこれを行うものとします。
- また、本商品の譲渡、改造、貸与については、禁ずるものとします。

第 8 条 瑕疵

第 7 条に従った上での、本商品の通常使用における故障修理は弊社が行うものとするが、使用方法が原因と考えられる故障については、弊社はお客様に本商品の修理・回復等にかかる費用（修理代）を請求することができることとし、その判断は全て弊社の判断によるものとします。

第 9 条 中身商品の保証について

- 中身商品（本商品の庫内に入れて保管する商品）に関しては、以下(①②③)の事象発生時において、弊社の故意・重過失に基づく場合を除き、いかなる事由においても、弊社はお客様及び第三者に対して一切の責任を負わないものとします。
 - ①溶解・腐敗・汚染・その他の不具合等が発生した場合
 - ②性能・効能・その他の品質の低下または喪失が発生した場合
 - ③中身商品を、飲食・接種・利用した者が体調不良・異変などが発生し、前項①・②の事由が考えられた場合
- 前項によっても弊社がお客様及び第三者に責任を負う場合、その損害賠償の範囲は第 14 条の限度とします。

第 10 条 有効期間

本取引の有効期間は、本注文日よりレンタル期間を経由して本商品を引き揚げ、完了する迄とします。

第 11 条 商品の返却と原状回復について

- お客様は、弊社が本商品の搬出を行うにあたっては、予め必要に応じて本商品及びその設置場所の洗浄等を行い、本商品の安全を確認するとともに、弊社が安全に作業を行える環境を整えておくものとします。
- お客様は、本商品を原状回復して弊社に返却するものとし、弊社は、本商品の搬出時及び引き揚げ後の確認において、本商品に破損や、その他不具合がないかを調べ、異常が確認された場合は、弊社はお客様に本商品の修理・回復等にかかる費用（修理代）を請求することができることとします。但し、通常使用による僅かな損耗や傷などはこの限りではないが、その判断は全て弊社の判断によるものとします。
- お客様がレンタル期間中に本商品を紛失してしまった場合（盗難も含む）、お客様は弊社へ商品の価格相当額を支払うこととします。

第 12 条 法令等の遵守

- お客様及び弊社は本注文文及び本注文に基づいて成立している商品の貸借の履行に際し、関係する法令を遵守します。
- お客様及び弊社は、政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針を相互に尊重し、自ら又はその役員もしくは実質的に経営を支配する者が、過去から現在に至るまで下記の各号の一に該当しないこと、および、今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証します。
 - ① 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）であること。
 - ② 反社会的勢力を名乗るなどして、相手方の名誉を毀損する、もしくは業務の妨害行為や不当要求行為を行うこと。
 - ③ 親会社または子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）または本取引等の履行のための委託先および調達先等の第三者が、前 2 号のいずれかに該当する。

第 13 条 本取引の解除

- 弊社は、お客様が次の一にでも該当した場合、何らの催告も要せず本取引の一部または全部を解除することができるものとします。この場合、お客様は弊社に対して、弊社に生じた損害を賠償するものとします。
 - ① 本条項に違反したとき。
 - ② 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - ③ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき。
 - ④ 手形・小切手の不渡り処分を受けたとき、または電気記録債権の支払不能処分を受けたとき。
 - ⑤ 差押、仮差押、仮処分、競売等公権力の処分もしくは公租公課の滞納処分を受け、または、民事再生、破産、会社更生、特別清算の申立てを受け、もしくは自ら申立てたとき。
 - ⑥ 前 4 号の他、財産状態が悪化し、またはそのおそれがあり、本取引の履行が困難と認められる相当の事由があるとき。
- 前項のいずれか一つに該当する事由が生じた場合、弊社の通知または催告を要せず、お客様は当然に期限の利益を喪失し、ただちに債務の残額全部を一括して弊社に対し現金にて支払うものとします。一時に支払えない場合には、お客様はその残額に対して年率 14.6% の割合による遅延損害金を支払うこととします。
- 前 2 項の規定は、弊社によるお客様に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第 14 条 損害賠償の範囲

- 弊社の責に帰すべき事由により、お客様に損害が発生した場合は、弊社は、当該事由の直接的結果として、現実にお客様に発生した通常の範囲内の損害に限り、その賠償の責を負うものとします。この場合、弊社がお客様に支払う損害賠償額は、当該損害が生じた本商品または本作業に対する料金の額を限度とします。
- 弊社は、本取引に関連してお客様に生じた業務の中断および遅延ならびに逸失利益等については、一切その責任を負わないものとします。

第 15 条 守秘義務

お客様及び弊社は、本件業務にて知りえた営業上又は個人情報その他本件業務に関連する一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示もしくは漏洩し、又は本注文の目的以外に使用してはならない。

第 16 条 合意管轄

本取引より生ずる権利義務に関する訴訟については、弊社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的に第一審の管轄裁判所とします。